

平成27年12月12日、前任校の同僚の企画による大学対抗ゼミナール大会が和光大学にて開催されました。本学からは、2年生のゼミ生2グループ、3年生のゼミ生2グループの総勢40名が参加し、圧倒的な人数で討論会に臨みました。共通論題は「不平等と教育格差」、2年生の自由論題は「ネット依存問題」、3年生の自由論題は「デュールゲームの自殺論について」でした。

準備に時間をかけすぎ、リハーサル回数が少なかったことが悔やまれますが、資本



主義社会における社会的連帯や絆を要として、それぞれの論題は関連しており、PPTの内容も充実していました。また、他大学のゼミ生は全員4年生で、迫力あるプレゼンテーションを見せてくれましたが、本学2年生のゼミ生1グループが「優秀賞」を獲得いたしました。

本学の学生は、やや控えめな一方、相当負けず嫌いのようで、しつこいほどの質問を交えた活発な議論を展開し、教職員の方が圧倒されるほどでした。また、学生たちはしっかりとメモを取り、質問に対しても粘り強くと確に答えていました。この点は、他大学に負けていません。

討論中は遠慮無用とはいえ、やや感情的になった学生もいましたが、ホスト校の方が懇親会を開いてくださったおかげで、他大学の学生たちとも交流を深めることができ、学生たちも大いに満足していました。

後日、今年度の反省点をまとめ、来年こそは自信をもって発表できるよう努力することをゼミ生全員で決意しました。

このたびは、課外教育活動を行わせていただき、ありがとうございました。学生、教員ともども、たいへん貴重な経験をさせていただきました。



私は、大学在学中に何か将来の武器になるような資格を取得したいと考えていました。いろいろな資格を検討した中で、独立開業出来る資格であり、さらにビジネスを始める時などに必要とされる行政書士という資格に魅力を感じ、行政書士を目指しました。

勉強は資格予備校の通信講座を受講しながら、大学では行政研究会に所属し、顧問の先生が開いてくださる勉強会を中心に、勉強していました。私は資格取得までに3年かかってしまいましたが、1、2年目は過去問をはじめ問題演習を中心に勉強しました。どちらも合格点まで約10点足りずに不合格となってしまいました。

1年目の不合格の原因をマイナー科目の得点力不足や記述問題の答案構成力のなさと考え、2年目に挑みましたが、合格することが出来ず、不合格の原因を考えました。そして、本当の原因は基礎力の不足にあると考えました。そこで、3年目はテキストを丁寧に読み込むことを意識して、問題演習と同じくらいテキストを読み込むことに時間をかけました。テキストを読み込むのは問題演習より

勉強している実感が得られず、なかなか頭に入らないこともありましたが、問題ではどういう問われ方をしているのかを意識しながら読んでいました。また、問われている問題の細かな知識にだけとられるのではなく、問われている問題がどの分野のどこを問われているのか、似たような論点はどこにあるか等、全体を意識して勉強しました。

【行政書士】

行政書士は法律に基づく国家資格で、個人・企業などから官公庁へ様々な書類を作成・提出しています。この他、提出書類に関する依頼者からのコンサルティングも大切な業務です。試験は法律関係の科目が中心になりますが、「自動車を購入する」、「新しくお店を始める」など、日常のあらゆる場面で必要になるのが行政書士の資格なのです。商学部生にとって将来の活躍の場を拓ける資格ですから、皆さんもチャレンジしてはどうでしょうか。

商学部は公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人を育成することを目的とする

高校の先生と大学の先生との違いはどのような点でしょうか？例えば、大学の先生は髪型や服装の指導はしません。プロゼミナールの学生の出席状況が芳しくなかったりすれば電話連絡はしますが、家庭訪問はしません。進路の相談にはのりますが、三者面談は減多には行いません。授業によってはテキストを使ったり、使わなかったりと、先生によって指導方法もそれぞれ異なります。高校の先生は教員免許を取得している必要がありますが、大学の先生に教員免許は必要ありません。

高校の先生は春休み・夏休み・冬休みでも、出勤して仕事をしなければなりません。会議や懇談、補習、授業の準備やクラブ指導、教育委員会提出書類の作成などかなり忙しくされています。大学の先生も、会議や学生指導、入試関連業務、その他の業務で学生が休業中の期間に出校することは当然あります。しかし、休業期間中に必ずしも大学運営や教育に関わる業務だけを大学の先生はしているとは限らないのです。

高校の先生と大学の先生との決定的な違いは、研究に従事しているかないかという点です。例えば本学商学部では「中央学

院大学商経論叢」という論文集を定期的に発刊しています。そして、「本学教員は、少なくとも3年に1回は原稿提出の義務を有する」という規程が定められています。研究会に積極的に参加される高校の先生はいらっしゃいますが、研究の義務は必ずしも課されていないはずです。一方、大学の先生の仕事は大きく分けて「教育と研究」であると言えます。

そのために、先生方は自分の専攻分野の学会に所属し、定期的に開催される学会に参加します。また、学会の場で研究発表を行います。更には学会誌に投稿し、各自の研究内容を公表します。簡単に「学会誌に投稿する」と表現しましたが、実際に学会誌に自分の論文が掲載されるまでには、かなりの努力と研鑽が必要となります。多くの場合、これらの研究活動に長期休業中の時間は費やされてしまうのです。

学会誌に投稿した論文がすんなり掲載されることはほぼありません。専門誌に論文を投稿すると、レフェリー（査読員）が選出され、論文を精査します。そして、論文の内容に誤りが認められず、かつ、新規性が確認できれば査読に合格となります。しかしながら、大抵の場合、レフェリーの指摘等を受けて、論文内容の修正が必要となります。論理展開が正しく、なおかつ先行研究の範囲を超える内容でなければ、専門誌に掲載する価値はないので不合格となってしまいます。

もちろん、レフェリーは編集者が決めるので投稿者が指定することはできませんし、匿名です。小説家や音楽家といった創造的な職業人が往々にして産みの苦しみを味わうように、この匿名の査読というのが大変な脅威なのですが、その分、自分の研究が日の目を見たときの喜びは一塩です。そのようにして血のにじむ思いで取り組んだ研究結果が、新しい一般知識として結実していき、新しい教育内容に結びついていきます。時として、これまで学校の教科書に載っていた内容が、新しい内容に書き換えられることがあります。それらは研究者の弛まぬ努力の賜物であるとも言えるでしょう。驕った言い方をさせてもらえば、「大学の先生は教科書の内容を創造し、それを教えている」のです。

さて、今号の商学部報は各先生の研究がテーマとなっています。その研究の醍醐味の一端を味わって頂けたら幸いです。



小中学生の頃、「学校に行きたくないな…」そう思ったことがない人、実はほとんどいないのではないのでしょうか。多くの人は、一度や二度、もしかしたら何度となくそう思ったことがあるでしょう。でも、多くの人は、そう思いつつほぼ毎日学校に通っています。なぜか。「だって小中学校は義務教育だから。行きたくなくても行くしかないじゃないか」と考えていたからではないでしょうか。

確かに、学校教育法という法律によって、小学校の6年間、中学校の3年間は「義務教育」の期間と定められています。しかし、同法が定めている義務は、子どもが学校に通う義務ではありません。そうではなく、子どもが学校に行って学ぶことを保障する義務を保護者に課すというものです。多くの人が誤解していますが、「義務教育」とは、子どもが学校に通う義務ではなく、保護者が子どもの学習を保障するために学校に通わす義務を意味します。

さて、このような義務教育制度の前提には、学校に通うことさえ保障すれば子どもの学びは保障できるという考えがあります。しかし、実際には、いじめ、体罰、偏狭な受験教育など、学校に通うことによって学ぶことが苦行となり、場合によっては生命や身体の危機にさらされることもあります。学校が全ての子どもにとって

学びを保障してくれる唯一の場所とは限らない現実があるのです。「だったら、安心・安全な家庭で子どもに最適な教育をしよう」という考えが出てきても不思議ではありません。実際、「ホームスクーリング」と言って、学校に通わせないまま家で学習することを公認し、制度化している国もあります。日本でもこのホームスクーリングを制度化する法律が、現実的に議論され始めています。

確かに、教員免許を持っている保護者であれば、資格という点では学校の先生と同等です。学校は集団の中で学ぶことに意義があるという人もいるかもしれませんが、過疎地域などでは学級や学年に子どもが1人しかいないという学校はざらにあります。他方で、家庭だけで教育するということにも懸念されることが色々あります。家庭内での虐待はしばしば「教育」の名の下に行われます。他にも、親の信教に根ざした特定の宗教教育が、相当に偏った形で行われることなども懸念されます。つまり、家庭というある種の“密室”における親の恣意性の問題です。

では、全ての子どもに適した教育は、いったいどのような仕組み(制度、法、政策、行政)であれば実現可能なのでしょうか。このように、教育の仕組みのあり方を探求する学問を教育行政学・教育法学・教育制度論・教育政策論と言いますが、私は、このような教育の仕組みに関わる研究テーマについて探求しています。



私の研究生生活は多くの方々に支えられ続けて今日に至っている。初対面にもかかわらず「君、僕のところへ来ないか。」と大学院博士後期課程までへの進学を薦めて下さった管理会計論の権威・溝口一雄先生。私を呼び出し「博士号を取得しませんか。」と云われた税務会計論の権威・神森智先生。

大学院経済学修士課程の2年間、経営学修士課程の2年間、博士後期課程の3年間及び社会情報研究科博士後期課程の3年間。大学院だけで10年間学んだ。28歳から37歳までの10年間収入がほとんど無く苦しかった。けれど研究がしたくてたまらなかった。私学だから学部時代の4年間と併せて学費だけで1千4百万円以上である。私に家を持たせようと資金準備していた父は反対した。母は「家を持たせるよりもこの子には教育という財産をつけさせましよう。」と父を説得した、と後から聞いた。学問を希求する我儘を許して下さった父と母には大恩がある。

私は本気で研究した。本格的に指導を受けた先生は11名で、専門は経済学・財政学・経営学・簿記論・財務会計論・管理会計論・会計監査論・会計史・税務会計論・税法と多岐に亘る。それらの

先生から研究を通しての物事に対する捉え方を学んだ。生きざまを学んだ。勉強をしたければ本を読めばよい。大事なことは研究者として・人としての知見と生きざまである。幸いなことに私は尊敬できる多くの先生に指導を受けることができた。本当に有難いと感謝している。先生方から受けた指導、そして先生方の生きざまを常にかみしめている。

最近いくつかの学会の役職に就いている*。依頼されてまずはお断りすることが多いのであるが、再三再四の要請を断ることは人間関係からできないことがある。「これまでのご恩返しをさせていただこう。」と自分に云い聞かせて役職をお引き受けしている。溝口先生は「学問を広く大きく捉えなさい。将来への展望が最も大切ですよ。目標を持ち努力を続けなさい。」とおっしゃったが、これは「広く大きく人を受け入れなさい。人に展望を与えなさい。」と応用解釈することもできよう。学会でお世話をさせていただくときに大切なことであるとしみじみ思う。本物の人や組織を育て上げるためには、自分の思惑とか好き嫌いでも人や組織を見るのではなく、広く大きな心で人や組織を捉え、自分を捨て相手の立場や組織の将来を見据えた真の展望を示すことが大事である。

*日本産業経済学会理事→常任理事→副会長→会長→常任理事、日本企業経営学会常任理事→副会長→副理事長・組織委員会委員・入会審査委員長、経営関連学会協議会評議員・理事。



1993年夏英国「エディンバラ大学(Old College -法学部-)」への3か月間の研究が、大いなる研究意欲を奮い立たせる要因となった。思えば1989年の英国研修であり、エディンバラ大学は医学部とともに法学部が伝統的な学部であり、スコットランド法の歴史的存在意義への感銘と存在感があった。この当時は、さらに欧州統合から派生した会社法の統合問題が絡み合って複雑化していた。事実、欧州会社法統合にはW,A,Wilson教授が関わりをもっておられ多忙な中、直接研究指導をしていただいた。1995年からは、European Lawの専門であるC,Himsworth教授からご指導をいただき今日まで継続したご指導をいただいている。ただしその間には、2003年当時から大学院設置に関わることになり、スコットランド法の研究から会社法はアメリカからの影響を強く受けた研究へと変遷をみることとなった。したがって、会社法に見るコーポレー

ト・ガバナンスの研究へと傾倒する期間が続いた。その後、2010年から毎年エディンバラ大学への研究目的は、スコットランド法の研究および今日では英国会社法の“comply or explain”が注目され、わが国会社法改正の主要な改正点に考えられてきており、会社法改正の根底ともなってきた。

研究分野は細分化され緻密であるが、少ないチャンスを活用するには「集中力と直感(方向性の確認)および行動力」であったように感じる。研究は、研究初期のころざしから少し変化し、時代の変遷とともに変わってきている。しかしチャンスは、会社法の改正とともに研究分野が緩やかに変化してきたように感じる。これも、会社に関する規範の研究を継続してきたがためであり、むしろ会社法を専攻したことが会社法改正を少なくとも2度関わりを持たせたことが、偶然のたま物であったといえる。研究生生活も単に長いだけでしかなかったが、「会社法」は大きな改正がされ、その度に右往左往しつつも院生や学部生と変化を楽しみ今日まで研究を継続できたことに感謝したいとの思いである。



「専門は言語学です」と言うと、映画『マイフェアレディ』の先生のように、正しい発音や文法に強制するのが仕事なのだろうと、少々警戒されることがあります。ですが、この多くの方が持っている「言語学」へのイメージは、「規範言語学」という分野に当てはまるもので、私が専門とする「記述言語学」に該当するものではありません。

「規範言語学」がラテン語などの死語が正確にどのような文法を持っていたのかを明らかにする分野であるのに対して、「記述言語学」は現在も変化し続ける生きた言語を「記述」する分野です。いわゆる「ラ抜き言葉」(「食べられる」→「食べれる」)や「サ入れ言葉」(「読ませていただく」→「読まさせていただきます」)等も、それらが多くの日本語話者の実際の言語使用において広範に見られるものであるならば、単に「日本語の乱れ」として切り捨てるのではなく、現代日本語話者にある程度共有される文法として記述していくことが、「記述言語学」の目的です。

私が最近「記述」した言語事象に、いわゆる日本語の「ナル敬語」というものがあります。「先生が本をお読みになる」等の文に見られるように、<お+和語動詞連用形+になる>の形式、あるいは<ご+漢語動詞語幹+になる>の形式で尊敬を表す待遇表現の構文です。研究自体は、「お読みになる」や「お書きになる」等、この尊敬表現が認められる場合と、「??(先生が中国語を)お教わりになる」や「??(先生が会議に)お間に合いになる」等、容認されにくい場合とで、どのような違いがあり、「ナル敬語」の成立の可否にどの

ような要因が関わっているのかを明らかにしようとしたものですが、ここにもいわゆる「規範」からは逸脱しているものの、実際には数多く観察される言語事象があります。一般に「二重敬語」と呼ばれるもので、「お休みになられる」や「ご利用になられる」など、<お~になる>という尊敬の形式に、尊敬の助動詞「れる」・「られる」を重ねているもので、現代日本語の「規範」としては、適当ではないとされます。しかし、実際に膨大な日本語の話し言葉の実例を収集したデータを観察してみると、この二重敬語の実例は枚挙にいとまがなく、むしろ動詞によっては通常の敬語よりも多く使用されているという実情があることが分かりました。

私はこの「記述言語学」を専門としているため、先生方の美しく整えられた言語使用だけでなく学生の珍妙な言語使用まで、大学で観察できる幅広い実例に日々関心を掻きたてられ、詳細な「記述」とその背後にある原理の簡潔な「説明」に腐心する毎日を過ごしています。数を1から数える時は「イチ、ニー、サン、シー(あるいはヨン)」と読むのに、10からカウントダウンする場合にはどうして「ジュー、キュー、… ゴー、ヨン」と読み、「シー」とは読まないのか。また、「赤えんぴつ」と「赤いえんぴつ」はどのように意味が異なり、それはどうしてなのか。このような瑣末な言語使用の「なぜ」がございましたら、どうぞ私までお寄せください。お忙しい皆様に代わって(あるいはご一緒に)、言語使用の記述とその説明に取り組むことが、私の生業であり、楽しみです。